

下呂市多文化共生推進基本方針



令和4年3月

下呂市

目次

1. 下呂市多文化共生推進基本方針の策定について	P 1
(1)策定の趣旨	P 1
(2)基本方針の位置づけ	P 2
(3)策定の方法	P 2
(4)基本方針の期間	P 2
2. 基本方針策定の背景(在住外国人を取り巻く主な動向)	P 3
(1)国・県の状況	P 3
(2)本市における外国人住民の状況	P 6
(3)外国人雇用事業所調査	P10
3. 下呂市におけるこれまでの取組みと課題	P13
(1)下呂市の国際交流の状況	P13
(2)多文化共生にかかる行政の取組みと課題	P14
(3)本市の実態から見えてくる課題	P18

4. 基本目標と施策の方向性について	P19
(1)基本目標	P19
(2)施策の方向性	P19
(3)施策の基本的な考え方と取組み	P20
①「外国人住民との円滑なコミュニケーションづくり」	
②「外国人住民が地域で活躍できる環境づくり」	
③「外国人住民の教育環境づくり」	
④「安全・安心に暮らせる環境づくり」	
5. 推進のための体制	P22

1. 下呂市多文化共生推進基本方針の策定について

(1) 策定の趣旨

平成18年の総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」によると、「多文化共生」とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されています。

同省は、同年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し(令和2年度改定)、全国の自治体に対し、本プランを参考として、それぞれの地域に応じた多文化共生の指針等を策定することを求めています。

また、県の動きに目を向けると、岐阜県は、すでに平成19年に、「岐阜県多文化共生推進基本方針」を策定しており、今回、令和4年の改定(「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」)では、その取組みの方向性として、「①地域における円滑なコミュニケーションづくり」、「②外国人材が活躍できる環境づくり」、「③子どもの教育環境づくり」、「④安全・安心に暮らせる環境づくり」の4点が示される予定とされています。

こうした動きのなか、下呂市におけるこれまでの外国関連の取組みとしては、国際交流事業の一環で、米国・ケチカン市や、ペンサコーラ市との姉妹都市交流を行うことや、お互いの中学生を相互に派遣し合う、海外研修事業などがその中心でした。

近年の下呂市を取り巻く状況としては、昨今のインバウンド拡大による外国からの観光客の増加等を背景に、ホテル・旅館業などの観光業をはじめとした市内事業所で働く外国人従業員や技能実習生が増加しています。

市内に居住する外国人住民の数は、平成27年12月末では、351人(住民の約1.0%)でしたが、わずか5年後の令和2年12月末では550人(約1.8%)と、近年、その数・割合ともに急激な増加傾向にあります。少子高齢化により、市全体の人口が減少傾向にあるなか、外国人住民の割合は増加を続け、その国籍も多様化しています。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、文化や言語などが異なる外国人住民の方々に、感染症予防に関する周知啓発など、行政情報を迅速・確実にお届けすることも急務となってきています。

こうしたことを踏まえ、今般、本市は、増加傾向にある外国人住民への行政サービスの提供の充実や、市内に暮らす市民と外国人の相互理解をより深めること等を目的に、「下呂市多文化共生推進基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定します。基本方針では、行政のあり方等について基本的な考え方を示し、それに必要な施策を明らかにしています。

(2)基本方針の位置づけ

基本方針は、本市における多文化共生社会の実現に向けた目標と、施策の方向性を明らかにするものであり、今後の多文化共生推進施策や、その他の関連する施策を進めていくために必要な基本的事項を取りまとめたものです。

(3)策定の方法

基本方針の策定に向けて、まずは担当課において、過去の統計や、市内事業所への照会などにより、下呂市における外国人の状況をとりまとめました。

その後、外国人を含む市民への行政サービスを提供するなど、その業務において多文化共生に関連する庁内部局を集めた連携会議を開催し、上記の調査結果などを踏まえながら、市政における現状と課題の整理を行いました。

続いて、本市では製造業やサービス業に従事する外国人住民が多いことから、外国人雇用事業所を中心とした関係団体や、そのほか市民有志等、行政以外の方々も含めた「下呂市多文化共生連携会議」を開催し、外国人住民に暮らしやすいまちづくりに向けた意見交換を行いました。

こうしたなかで出た課題、意見等を踏まえ、さらに、国の「地域における多文化共生推進プラン」や、岐阜県の「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」などを参考にしながら、市の基本方針案を作成しました。案については、パブリックコメントを募集し、さらに幅広い方々からご意見をいただき、最終的な基本方針を策定しました。

(4)基本方針の期間

基本方針の対象期間は、岐阜県が策定する「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」の期間にならって、5年間(令和4年度から令和8年度まで)とします。ただし、期間中であっても必要に応じて見直しを行う場合があります。

2. 基本方針策定の背景(在住外国人を取り巻く主な動向)

(1) 国・県の状況

■ 全国と岐阜県の外国人住民の推移

外国人住民の総数は、全国、岐阜県とも平成20年まで増加傾向でしたが、リーマンショックの影響により、平成21年から減少に転じました。

その後、全国では平成25年に、岐阜県でも平成27年に増加に転じ、全国、岐阜県ともに過去最高水準を更新し続けていましたが、令和2年になると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて減少に転じています。

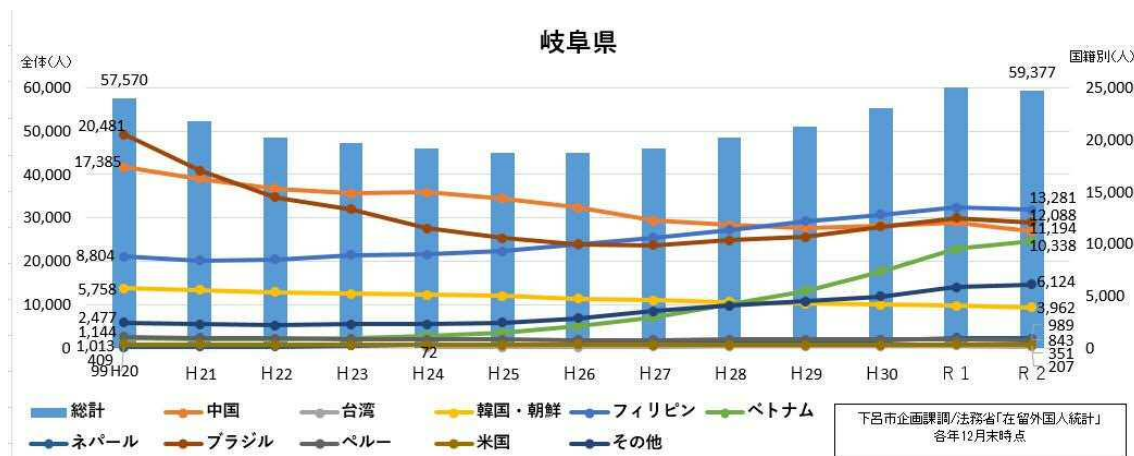
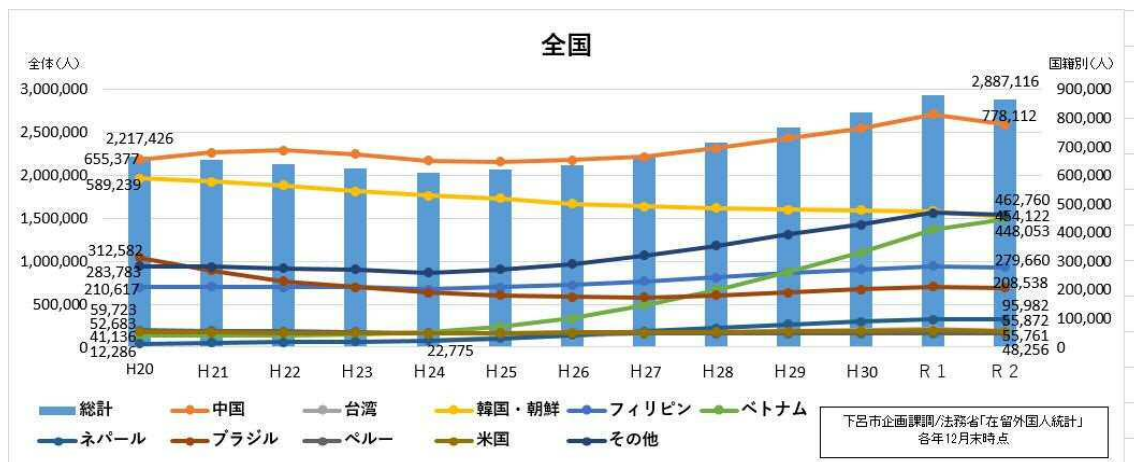


■ 全国と岐阜県の外国人住民の総数と国籍構成の推移

国籍別の推移は全国と岐阜県で異なります。

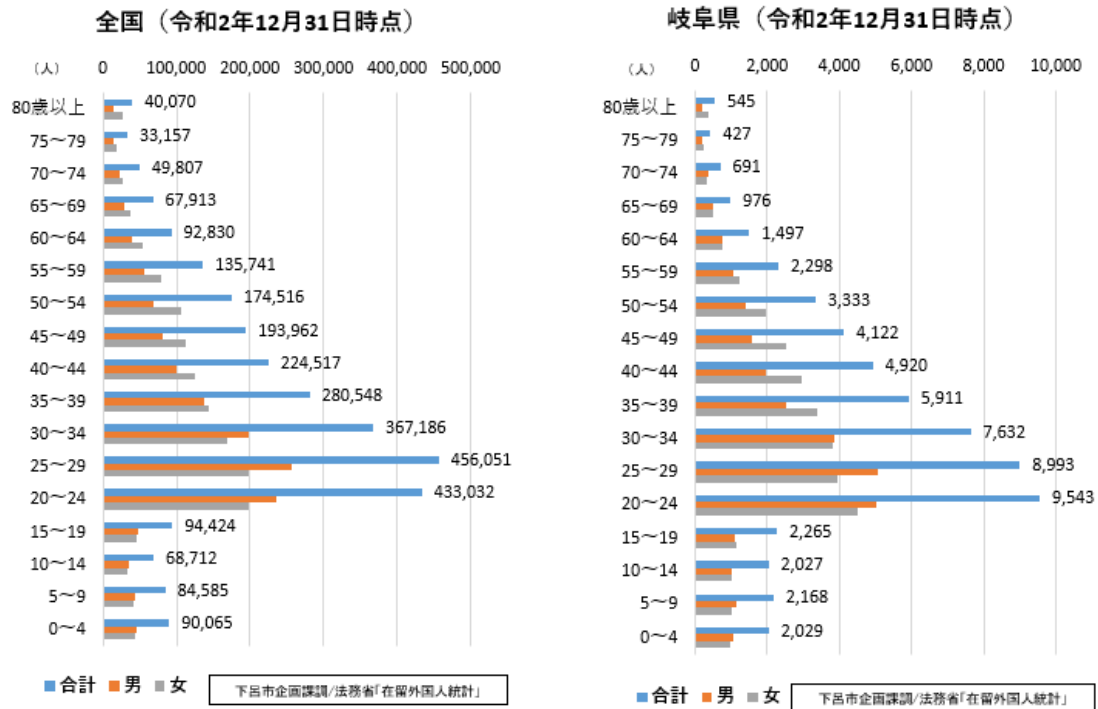
全国では、中国国籍の方が最も多く、それに韓国国籍・朝鮮籍が続きますが、ここ数年はベトナム国籍の方が急速に増加しています。フィリピン国籍はゆるやかな増加傾向にあり、ブラジル国籍についてはリーマンショックで減少に転じたのち、横ばいからやや増加傾向にあります。グラフは上位9ヶ国を示していますが、それ以外の国籍の合計が第3位であり、特定の国だけでなく、様々な国籍で増加していると考えられます。

一方、岐阜県においては、リーマンショックまで増加傾向にあったブラジル国籍と中国国籍が減少したものの、現在でも上位を占めています。この2ヶ国は現在ではやや増加傾向に転じましたが、まだピーク時には及びません。フィリピン国籍は増加傾向にあり、現在では最も多い国籍になっています。ベトナム国籍は大きく増加しており、上位の3ヶ国に迫っています。また、韓国国籍・朝鮮籍はゆるやかな減少傾向にあります。全国と同様にその他の国籍の合計が増えており、在住外国人の構成の多様化が見てとれます。



■全国と岐阜県の外国人住民の年齢構成

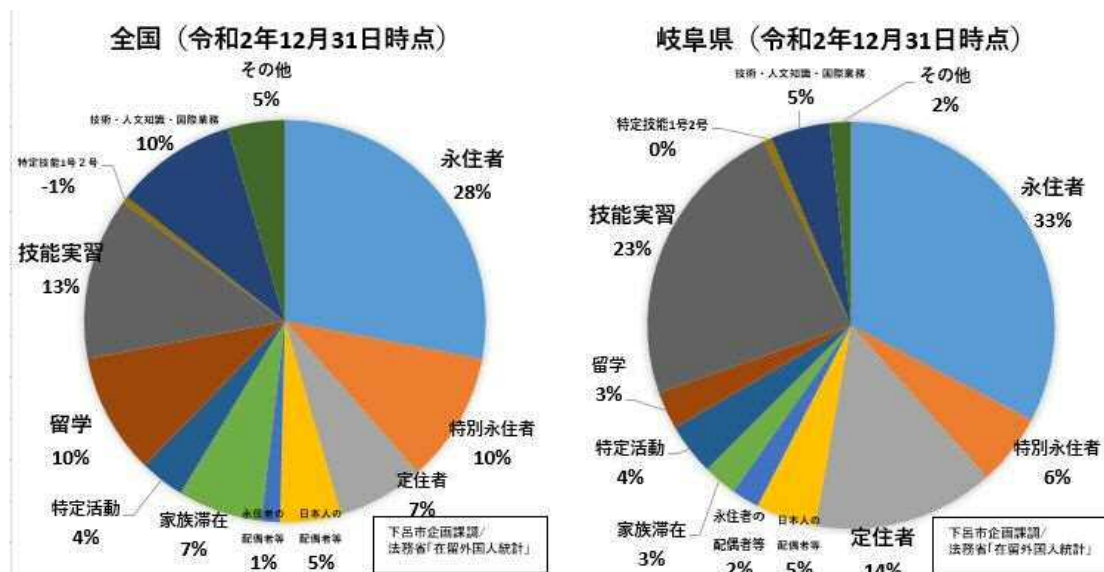
全国、岐阜県とも外国人住民の年齢構成は20代、30代の方が突出しています。



■全国と岐阜県の在留資格割合

全国における在留資格割合は、永住者が最も多く、次いで技能実習、留学となっています。日本に長く住むことなどを前提に、在留期間に制限のない永住者の許可を取得する方が増加しています。

岐阜県においても永住者が最も多く、次いで技能実習、定住者となっており、技能実習が23%と全国の13%を大きく上回っています。



(2)本市における外国人住民の状況

■下呂市の総人口と外国人住民の推移

下呂市の外国人住民も、全国や岐阜県と同様に、平成20年のリーマンショックを境に減少傾向にありましたが、平成27年から増加に転じ、令和元年には過去最高水準を更新しました。また、全国や岐阜県と異なり、新型コロナウイルス感染症の影響による外国人住民の減少は見られません。直近の総人口に占める割合は約 1.8%であり、総人口が減少傾向にあるなか、外国人住民は近年においても増加傾向にあります。

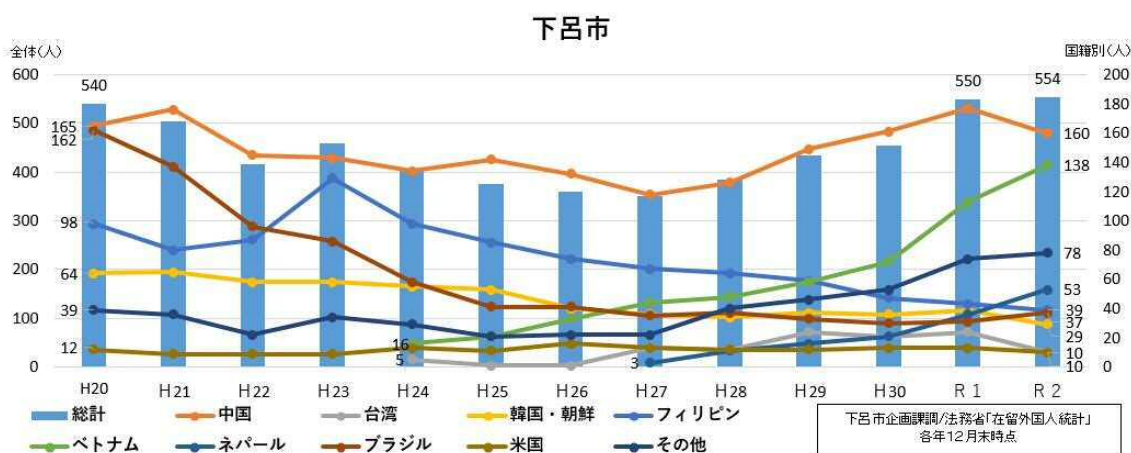


■下呂市の外国人住民の国籍構成の推移

下呂市の外国人住民の国籍の推移は、全国や岐阜県とはやや様相が異なります。

中国国籍の方は技能実習が多く、一貫して最多数を占めています。かつて中国に次いで2番目に多かったブラジル国籍は年毎に大きく減少してきています。

技能実習者の増加等により、ベトナム国籍が急増しているほか、ネパール国籍の増加も目立ちます。フィリピン国籍は平成23年にピークを迎えたのちは減少傾向にあり、韓国国籍・朝鮮籍はゆるやかに減少傾向にあります。



※住民基本台帳と在留外国人統計の数値は異なる。

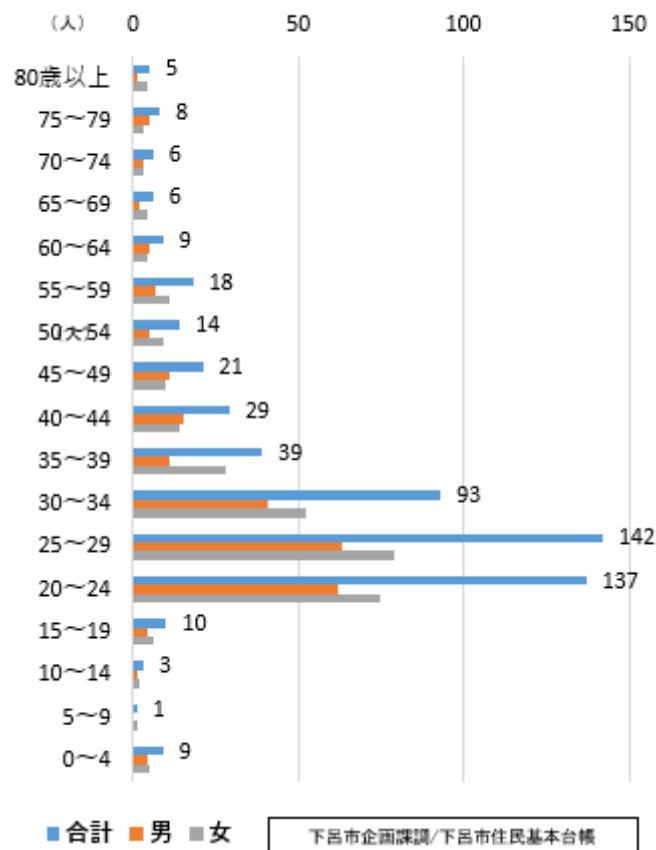
■下呂市の外国人住民の年齢構成と在留資格割合

下呂市の外国人住民の年齢構成も、全国や岐阜県と同様に、20代、30代の方が突出して多く、技能実習や技能・人文知識・国際業務など、労働者として在留している方が多い状況です。その他の年代の割合は、全国や岐阜県に比べると少なくなっています。

在留資格割合は全国や岐阜県と大きく異なります。技能実習が28%を占めており、主に工場での生産活動に携わっている方が多い状況です。また、技術・人文知識・国際業務も25%と、全国の約2.5倍、岐阜県の約5倍となっており、観光業のインバウンド対応で通訳にあたる方など、観光都市である下呂市の特徴を表した結果となっています。

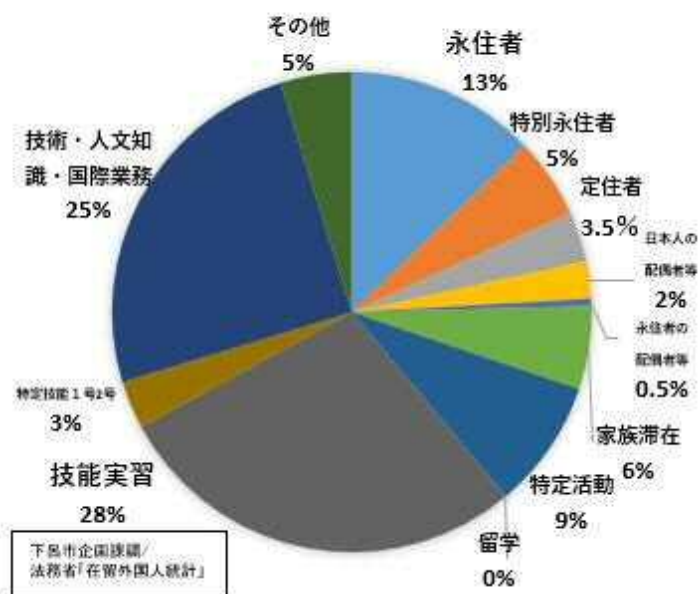
技能実習生は実習期間が終了すると帰国する方が多いため、技能実習生の年齢構成では20代、30代以外の年代が低めになっています。

下呂市（令和2年12月31日時点）



※住民基本台帳と在留外国人統計の数値は異なる。

下呂市（令和2年12月31日時点）



■主な在留資格の説明

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者。	無期限
特別永住者	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」によって定められた在留資格を持つ外国人。	無期限
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。	5 年、3年、1年、6 月又は5年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人に対して指定する期間
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者。	5 年、3年、1年又は 6 月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者。	5 年、3年、1年又は 6 月
家族滞在	在留資格(外交、公用、技能実習及び短期滞在を除く)をもって在留する者又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動。	5 年、4年 3 月、4年、3年 3 月、3年、2年 3 月、2年、1年 3 月、1年、6 月又は 3 月
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動。	5 年、3年、1年、6 月又は5年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人に対して指定する期間
技能実習	イ 技能実習法に規定する第 1 号企業単独型技能実習の認定に基づいて講習を受け、技能等に従事する者。 □ 技能実習法に規定する第 1 号団体監理型技能実習の認定に基づいて講習を受け、技能等に従事する者。	1 年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人に対して指定する期間
	イ 技能実習法に規定する第2号企業単独型技能実習の認定に基づいて講習を受け、技能等に従事する者。 □ 技能実習法に規定する第2号団体監理型技能実習の認定に基づいて講習を受け、技能等に従事する者。	2年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人に対して指定する期間
	イ 技能実習法に規定する第3号企業単独型技能実習の認定に基づいて講習を受け、技能等に従事する者。 □ 技能実習法に規定する第3号団体監理型技能実習の認定に基づいて講習を受け、技能等に従事する者。	3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人に対して指定する期間
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動	5 年、3年、1年又は 3 月
その他	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能 1 号・2号、文化活動、短期滞在、留学、研修	法律に定める在留期間

※技能実習の説明について一部を省略。

(3)外国人雇用事業所調査

■外国人雇用事業所調査結果の概要

令和3年6月、下呂市市長公室企画課が行った、市内で外国人の雇用実績がある事業所を対象にした調査では、51事業所から回答をいただきました。

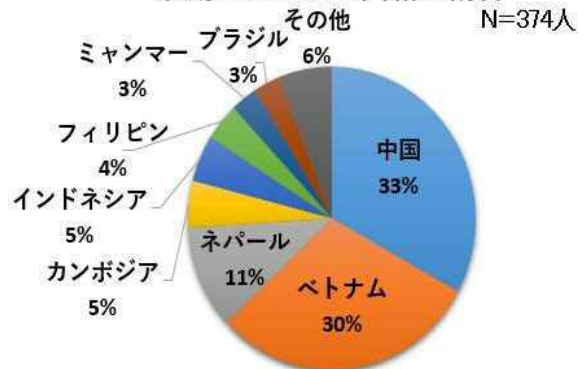
■外国人雇用事業所の業種と国籍別割合

外国人を雇用している業種としては、製造業・建設業と、サービス業に雇用が集中しています。雇用されている外国人の国籍としては、中国とベトナム国籍がそれぞれ3割強を占め、ネパール国籍が1割強、残りが東南アジア諸国で構成されています。

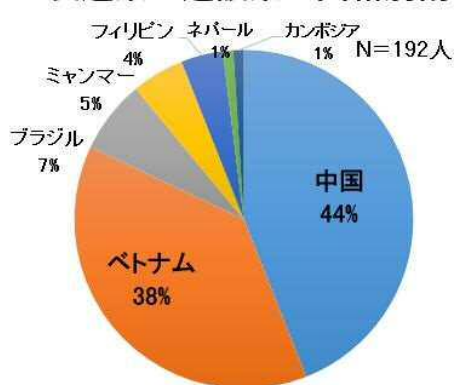
外国人雇用事業所の業種



雇用されている国籍別割合



製造業・建設業の国籍別割合



サービス業の国籍割合

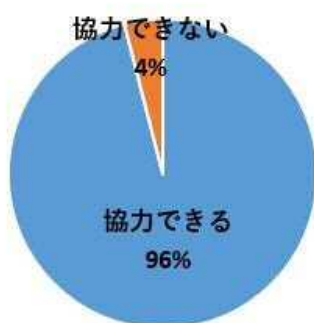


■下呂市と外国人雇用事業所の連携について

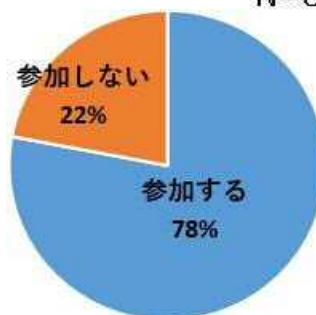
市から外国人に行政情報を届ける際に、個人に直接案内を送付しても正しく伝わらないことがあります。そこで、外国人雇用事業所から従業員に文書を渡していただいた上でご説明いただく等の協力をいただくことが可能であるかを尋ねた結果、全 51 社のうち、96%の事業所が「協力できる」と回答されました。

また、外国人の方のさまざまなニーズを把握する等の目的で、市と外国人雇用事業所との意見交換を行う場への参加意向については、78%の事業所が「参加する」と回答されました。

外国人への行政サービス提供に関する
市と事業所の協力について
N=51

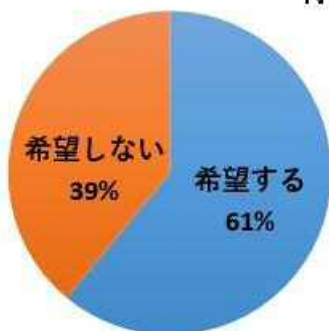


市と事業所の意見交換の場
への参加について
N=51



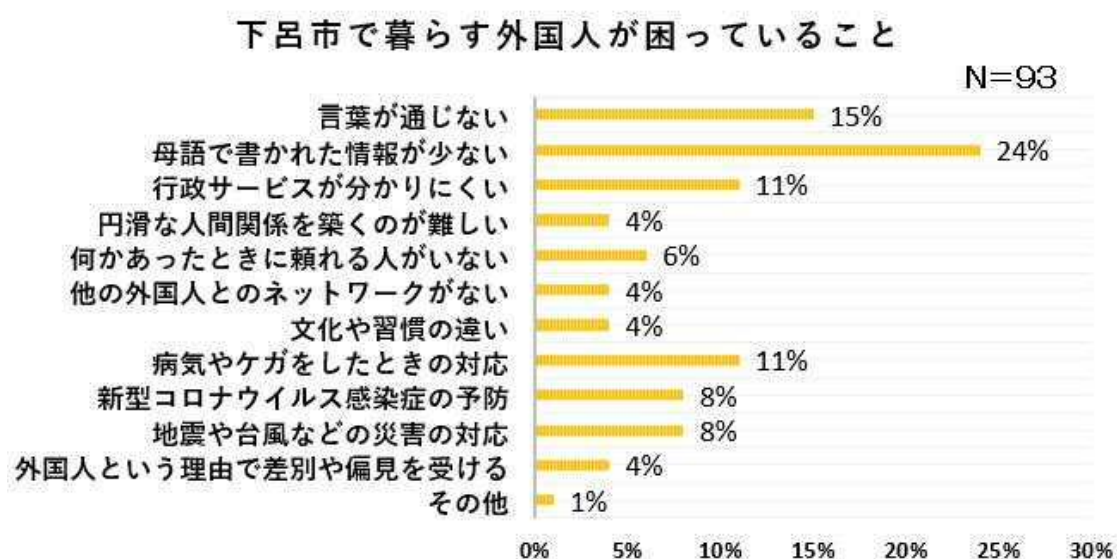
市が試験的にいくつかの事業所を選定して講師を派遣し、無料の日本語教室を開催した場合、事業所内に日本語教室の場所を提供する等の協力をいただいた上で、日本語教室の実施を希望されるか尋ねたところ、61%の事業所が「希望する」と回答されました。

市が行う事業所向け日本語教室
の実施希望について
N=51



■下呂市で暮らす外国人が困っていること

外国人雇用事業所が、従業員から寄せられる下呂市で暮らす外国人の心配ごとや困りごととしては、「母語で書かれた情報が少ないこと」が最も多く、次いで「言葉が通じない」「ゴミ出しルールなどの行政サービスがわかりにくい」が続き、言葉の問題が最も多いことが分かりました。また、「病気やケガをしたときの対応」も不安に感じている方が多くありました。一方で、自由記述には、大都市に住んでいたときに比べると、下呂市では差別や偏見を受けなかった、という意見もありました。



■下呂市に期待すること

外国人の方への行政サービス提供に関して、外国人雇用事業所から下呂市に期待することとして、次の意見がありました。

- ・外国人にも優秀な人がいるので、下呂市の魅力について学んでもらい、帰国後は観光大使として母国で下呂の紹介(橋渡し役)ができるとよい。
- ・行政から個人への郵便等は会社経由が望ましい。
- ・クメール語(カンボジア)の情報提供がほしい。
- ・雇用している外国人の方に振る舞えるよう、下呂市の名物などを食べられる助成金があるとよい。
- ・近所の方が通訳等の面倒をみている。
- ・外国人従業員が1人だけなので、他の外国人や日本人と交流する機会がほしい。
- ・母語とまでいかなくとも、せめて英語の案内があるとよい。

3. 下呂市におけるこれまでの取組みと課題

(1) 下呂市の国際交流の状況

■姉妹都市と中学生の海外派遣事業

下呂市では、アメリカ合衆国の2都市と姉妹都市を締結し、中学生の海外派遣及び米国の中学生をホームステイで受け入れるなどの国際交流事業を実施しています。

姉妹都市	中学生海外派遣事業の開始	姉妹都市締結
アラスカ州ケチカン市	昭和62年度～	平成17年度
フロリダ州ペンサコーラ市	平成6年度～	平成17年度

両市への中学生の海外派遣事業は、令和元年度までに累計 1,080 名の中学生が米国でのホームステイを体験し、国際的な視野を広げています。

■姉妹都市との民間交流団体

米国両市からの中学生の下呂市への訪問とホームステイ体験にあたり、民間で交流を進める団体があり、訪問団の受け入れと日米文化交流を行っています。

団体名	所在地	構成
金山町国際交流協会	下呂市役所金山振興事務所内	個人 90 名、団体4
ペンサコーラ国際交流協会	個人宅	個人4名

(2)多文化共生にかかる行政の取組みと課題

下呂市では、これまで多文化共生に関する基本方針はなく、国際化への対応を目的とした中学生の国際交流の取組みが主で、行政における外国人住民への対応は、それぞれの生活の場面において求められる市の窓口等の対応に限られていました。

■多文化共生に係る行政の取組み

取組みの項目	行政サービスの内容	所管課
①行政の多言語化	・市公式 HP は翻訳サービスを利用して英語・中国語(簡・繁)・韓国語に翻訳できる。	市長公室 秘書広報課
	・窓口対応のための簡単な外国語会話カード(中国語他)を設置している。	総務部 市民課
	・滞納者への催促案内(納付のお願い)について、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語を用意しており、必要に応じて使用する。	総務部 税務課
	・外国語パンフレットを作成して、窓口で外国人観光客に配布している。	観光商工部 観光施設
	・ごみの分別方法の英語資料を作成し、希望に応じて配布している。	環境部 環境課
②日本語教育の推進 ③教育機会の確保	・外国籍児童生徒にも日本人児童生徒と同じ就学環境を確保すると共に、英語教員、ALT、学校支援員等が学校生活をサポートしている。	教育委員会 教育総務課 学校教育課
④生活情報の説明	・一部施設に英語・ポルトガル語による利用の案内表示を掲示。 ・高地トレーニングセンターのパンフレットは英語版・フランス語版を作成。	市長公室 市民活動推進課
	・防火管理業務が必要な外国人経営の飲食店に対して、防火管理業務と消火訓練について指導している(翻訳アプリを使用)	消防本部 予防課
⑤適正な労働環境の確保		

取組みの項目	行政サービスの内容	所管課
⑥災害時の支援体制 ⑦医療・保健サービスの提供	・観光庁主導の事業で、観光関係者のヒアリングを実施し、外国人観光客災害対応マニュアル作成を実施予定。 ・各種媒体を活用し、災害時の情報提供(被害状況、アクセス、避難場所の案内等)ができる仕組みを構築した。 ・119 番通報、救急等の災害現場等で、岐阜県の多言語同時通訳業務を利用して、消防職員と外国人が通訳を介して通話している(21言語、24 時間 365 日対応) ・救急出動中の外国人対応では、救急隊タブレットの翻訳アプリ、外国用救急パウチ(文字と絵で傷病者情報を聞き出す)を活用。	観光商工部 観光課 消防本部 通信指令課 各消防署
⑦医療・保健サービスの提供	・コロナワクチン接種にあたり、外国人従業員の多い事業所には個別に取りまとめを依頼し、予約や接種来場時の対応に配慮した。	健康福祉部 健康医療課
⑧感染症流行時における対応	・日本語が不自由な外国人患者のために、電話医療通訳サービスに加入している。	健康福祉部 小坂診療所
⑨子ども・子育て及び福祉サービス	・母子手帳交付時に外国語版の手帳を交付している。	健康福祉部 健康医療課
	・外国人の親子に対して、こども園入園前から子育て支援センターに誘い、園長以下のスタッフで入園関係のことを説明している。	健康福祉部 児童福祉課
	・介護サービスの提供。	健康福祉部 高齢福祉課
⑩住宅確保のための支援		
⑪多文化共生の意識啓発・醸成		
⑫外国人住民の社会参画支援		
⑬その他		

■多文化共生に係る行政サービスの課題

課題の項目	行政サービスの課題	所管課
①行政の多言語化	・広報紙とメール配信サービスが多言語対応でないため、日本語を読めない人に情報を届けられない。	市長公室 秘書広報課
	・事業所関係の外国人には通訳が同行するが、個人で転入や国保・年金等の手続きに来た人に複雑な制度を説明し、理解してもらうのが難しい。	総務部 市民課
	・在留カードとマイナンバーカードの有効期限が同一のため、共に更新しないとマイナンバーカードが失効してしまい、再発行に手数料が発生する。外国語の案内文書も対応する言語が少なく、周知が不十分。	
	・外国人が会社を辞め、市県民税を個人徴収することになった場合、通訳なしで説明するのが困難(特に電話対応)。	総務部 税務課
	・税金の制度を理解していただくため、納税通知書の内容を多言語化する必要がある。	
	・外国人観光客への観光案内等を対話で行うことができない。	観光商工部 観光施設
	・現在は事例がないものの、今後、地域社会に外国人住民が増加したときの多言語対応を考えておくべき。	生活部 上下水道課
②日本語教育の推進 ③教育機会の確保	・外国人児童生徒に特化した日本語教育には教員(指導者)の確保が必要。 ・日本語が通じない保護者と学校のやり取りに苦労している。	教育委員会 教育総務課
④生活情報の説明	・ごみ出しの方法等を外国人住民に対してまんべんなく周知できていない。	環境部 環境課
⑤適正な労働環境の確保		
⑥災害時の支援体制 ⑦医療・保健サービスの提供	・災害時に案内する通訳士の確保が難しい。 ・外国人住民に対する避難所対応に不安。 ・災害時の避難通知方法が課題になる。	観光商工部 観光課 振興事務所

課題の項目	行政サービスの課題	所管課
⑦医療・保健サービスの提供	・コロナワクチン接種について、言葉の壁があるため、通訳等が必要な時の確保が困難。	健康福祉部 健康医療課
⑧感染症流行時における対応	・感染症対策としてのごみの捨て方等、特殊なごみの扱いについての周知が不足。	環境部 環境課
⑨子ども・子育て及び福祉サービス	・子育てや子どもへの関わり方等が文化的に異なる保護者への指導が難しい。日本語が通じない場合に通訳の確保が困難。	健康福祉部 健康医療課
	・外国人園児に対して生活支援員を配置する前例がないが、言葉や文化が異なる保護者への対応を含めて助けが必要。 ・外国人保護者が日本の子育て環境や習慣を理解できるような伝え方が難しい。 ・今後は宗教的な理由で給食の提供が困難な場合の対応を検討する必要がある。	健康福祉部 児童福祉課
	・今後、外国人住民の介護サービス利用が出てくると、日本独自の制度の理解やスタッフとのコミュニケーション等の課題が生じる。	健康福祉部 高齢福祉課
⑩住宅確保のための支援		
⑪多文化共生の意識啓発・醸成	・外国人が体育施設で正しい利用方法を守っているにも関わらず無断利用を疑われてしまい、日本人にあまり馴染みのないスポーツだと「外国人が集団で大声を出している」と近隣の住民から不安視されてしまう。 ・地区住民から外国人のごみの出し方が悪いと相談を受けたが、調査すると日本人住民が出したごみであるケースがあり、思い込みや偏見、地区内でのコミュニケーション不足による課題があると感じる。 ・異文化への理解と自治会への外国人住民の受け入れに課題。	市長公室 市民活動推進課
⑫外国人住民の社会参画支援		環境部 環境課
		金山振興事務所
⑬その他	・勤務先で市県民税の特別徴収がなされない場合、外国人自ら税金の支払いを管理する必要がある、滞納となるケースが頻発している。	総務部 税務課

■多文化共生連携会会議で提起された課題

○第1回多文化共生連携会議(令和3年11月1日)

○第2回多文化共生連携会議(令和4年1月11日)

【言語】

- ・「日本語→英語→外国語」でどんな言語でも対応できる。行政文書には英語翻訳がほしい。
- ・英語への翻訳は英語圏の外国人でなくても誰でもわかりやすい表現にしてほしい。また、「やさしい日本語」を活用するなど、5～6歳の子どもが理解できる水準で考えてほしい。

【コミュニケーション】

- ・外国人が生活上の不安から、同国人の仲間、インターネットや影響力が強い人による誤った情報に翻弄される場合がある。外国人が相談できる窓口を設けて情報発信してほしい。
- ・外国人が集い、本音を話せる場をつくり、日本人も積極的に参加できる場としてほしい。

【キーパーソン】

- ・外国人をつなぐキーパーソンを発掘して、連携してほしい。
- ・米国姉妹都市の中学生派遣を経験した人たちに、異文化経験を活かして参加してほしい。

【外国人の労働環境】

- ・労働者派遣について、派遣元や派遣先が信頼できる事業所であるか把握してほしい。

【外国人の生活環境】

- ・外国人が市営住宅に入居しやすいように、案内や申請手続き等を周知してほしい。

【外国人の教育・福祉環境】

- ・外国人同士の結婚・子育てについて、日本語が理解できない家庭の教育・福祉問題に備えて、いまのうちにサポート体制を作っておくことが必要。

(3)本市の実態から見えてくる課題

下呂市では、製造業等の技能実習等により受け入れられる外国人の割合が多く、こうした事業所や監理団体による研修等が実施されていますが、それでも日本語学習をはじめとするニーズは存在し、こうした言語の壁を乗り越えるための支援が求められています。

また、市にとっても、事業所との関わりを持たれていない外国人住民を含め、迅速・確実に行政情報を提供していく必要があり、その方法が課題となっています。

さらに、外国人であっても、市民として地域で活躍できる場をつくるため、異なる文化、言語などについて、地域住民に理解を深めていただきつつ、市が事業所や地域と連携して、多文化共生の施策を組み立てていくことが重要であると考えられます。

4. 基本目標と施策の方向性について

(1) 基本目標



国籍の違いに関わらず、市民がお互いの文化や考え方を尊重しながら円滑にコミュニケーションを図ることで、全ての市民が働きやすく、暮らしやすいまちになり、世界から人が訪れ、交流できる地域社会の実現をめざす。

人口減少により、企業の人手不足は今後も続いていくと考えられ、それに伴い働き手として地域で暮らす外国人住民の数も増加していくと考えられます。

そうしたなかにあっても、住民と外国人住民とが、お互いの文化、考え方の違いを理解し尊重し合いながら、外国人住民の方も地域の一員として活躍し、快適に暮らすことができる地域社会となるよう努め、ひいては世界から人が訪れ、さらなる交流を生み出す市となっていくことを目指します。

(2) 施策の方向性

①「外国人住民との円滑なコミュニケーションづくり」



多言語による情報伝達、日本語学習の支援等のコミュニケーションに関する取組みを進め、地域と外国人住民の相互理解を図ります。

②「外国人住民が地域で活躍できる環境づくり」



外国人が働きやすく、暮らしやすい環境づくりを進め、地域社会で活躍することを支援します。

③「外国人住民の教育環境づくり」



外国人児童生徒の増加に対応し、就学環境の整備や社会で自立するための家庭教育を含めた支援に取り組めます。

④「安全・安心に暮らせる環境づくり」



外国人住民の防災意識の向上や、医療機関の受診体制の整備など、安全・安心に暮らせる環境づくりに取り組めます。

(3)施策の基本的な考え方と取組み

①「外国人住民との円滑なコミュニケーションづくり」

多言語による情報伝達、日本語学習の支援等のコミュニケーションに関する取組みを進め、地域と外国人住民の相互理解を図ります。

1. 外国人住民への情報伝達の間づくり

- 外国人雇用事業所等と連携して、市と事業所等が相互に情報交換を行う仕組みをつくります。市は事業所等を通して外国人住民に情報を伝え、また、事業所等から寄せられる外国人住民の意見や要望の把握に努めます。
- 市と外国人住民をつなぐキーパーソン等と連携して、外国人住民が集い、コミュニケーションがとれる場をつくります。
- 県や事業所等と連携して、新型コロナウイルス感染症の感染状況など、変化に応じて発信される生活や安全に関する情報を、外国人住民に確実に届けます。

2. 行政情報の多言語化と相談窓口づくり

- 多様な国籍への変化を見据えつつ、「やさしい日本語」を含めた多言語での行政情報の発信を推進します。
- 行政情報の発信にあたり、AI 翻訳ソフト等の DX 活用を推進します。
- 岐阜県在住外国人相談センターと連携して、相談等の対応に取り組みます。
- 外国人が相談できる窓口や集うことができる場として、「下呂市国際交流協会（仮称）」の設立をめざします。

3. 地域における日本語教育の充実

- 県と連携して、日本語教育カリキュラムの提供や、日本語教育ボランティアの育成に取り組みます。

4. 多文化共生の意識醸成

- 姉妹都市交流と中学生の国際交流事業を継続し、異なる文化の理解を深める足掛かりとします。
- 自治会等と協力して情報発信を行い、多文化共生の意識の向上に地域住民と外国人住民が共に取り組む環境整備に努めます。

②「外国人住民が地域で活躍できる環境づくり」

外国人が働きやすく、暮らしやすい環境づくりを進め、地域社会で活躍することを支援します。

1. 外国人雇用事業所との連携体制づくり

- 外国人雇用事業所等と連携して、市と事業所等が相互に情報交換を行う仕組みをつくります。市は事業所等を通して外国人住民に情報を伝え、また、事業所等から寄せ

られる外国人住民の意見や要望の把握に努めます。(再掲)

○県や事業所等と連携して、新型コロナウイルス感染症の感染状況など、変化に応じて発信される生活や安全に関する情報を、外国人住民に確実に届けます。(再掲)

2. 外国人住民が安心して生活できる支援の充実

○岐阜県在住外国人相談センターと連携して、相談等の対応に取り組めます。(再掲)

○県と連携して、日本語教育カリキュラムの提供や、日本語教育ボランティアの育成に取り組めます。(再掲)

○外国人住民が生活に必要な子育て、福祉等の各種サービスを受けられるように、通訳等の支援を実施できる体制整備に努めます。

③「外国人住民の教育環境づくり」

外国人児童生徒の増加に対応し、就学環境整備や社会で自立するための家庭教育を含めた支援に取り組めます。

1. 子どもの就学環境の整備

○学校への学業支援員の適正な配置など、教育環境の充実に向けて取り組めます。

2. 外国人家庭への子育て支援

○外国人住民が生活に必要な子育て、福祉等の各種サービスを受けられるように、通訳等の支援を実施できる体制整備に努めます。(再掲)

④「安全・安心に暮らせる環境づくり」

外国人住民の防災意識の向上や、医療機関の受診体制の整備など、安全・安心に暮らせる環境づくりに取り組めます。

1. 外国人住民への防災教育の推進

○事業所を対象に外国人向け防災教育等を実施します。

○(公財)岐阜県国際交流センターが多言語で発信する防災ガイドの普及や、インターネットの災害情報の周知に取り組めます。

○県と連携して、防災教育や災害時の翻訳や通訳派遣等の活用に取り組めます。

2. 救急・医療体制の充実など生活における安全・安心の確保

○救急活動において、救急隊タブレット「多言語音声翻訳アプリ」の運用と県主導の多言語サービス「三者間同時通訳」システムを活用します。

○市の医療機関において、「電話医療通訳サービス」を活用します。

5. 推進のための体制

多文化共生の推進には、市、関係団体、事業所、市民がそれぞれ果たすべき役割を認識し、連携して取り組んでいくことが重要です。このため、下呂市と外国人雇用事業所を中心とした下呂市多文化共生連携会議を主体に、関係機関等と連携した取組みを進めていきます。

■下呂市多文化共生連携会

市内の外国人雇用事業所、商工会、市民有志をメンバーとする「下呂市多文化共生連携会議」を必要に応じて開催し、関係機関等が相互に情報交換等を行い、基本方針の状況確認と社会情勢の変化や新たな課題等に対応する方針の見直しなどを提言していきます。

■庁内の多文化共生推進体制の整備

庁内の多文化共生関係部局連携会議を必要に応じて開催し、多文化共生にかかる状況確認と課題等を共有して、多文化共生施策を効果的に推進します。

■外国人住民の意見反映

外国人雇用事業所を通して外国人住民の方の意見や要望を把握し、より効果的な施策を検討していきます。

■自治会との連携

自治会等と連携して、地域での多文化共生の意識啓発と地域で顕在化する諸問題について情報共有を図ります。

■岐阜県との連携

岐阜県外国人活躍共生社会推進課等の多文化共生担当部署及び(公財)岐阜県国際交流センター等と連携しながら最新の情報を収集し、市の多文化共生の推進に役立てていきます。

下呂市多文化共生推進基本方針

令和4年3月

下呂市 市長公室 企画課